

流域治水関係施策リスト

参考資料 1 – 3

| 「流域治水」の各対策との関連性 ※別紙2「流域治水」の施策のイメージ』 より、最も近いと思われる対策を選択ください | 関係者 | 取組 | 事業・施策・制度名 | 実施内容 ※流域治水への効果も含め記載をお願いします。 | 「流域治水」の推進に資する新たな取組 ※流域治水に関連して新たに実施しようと考えて いる(もしくは既に実施・検討している)取組があれ ば、ご記入ください。 (予算や制度要求を伴う、伴わないに関わらず記 載をお願いします。) | 予算費目 | | | 個票 番号 |
|---|------------------|---------------------|----------------------------------|---|--|--------|-----------------------|---------------------------|----------|
| | | | | | | 予算・非予算 | 予算の種類 | 予算費目(項目) ※主たる費目を記載ください | |
| ①雨水貯留機能の拡大 | 農林水産省 (東北農政局) | 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 農業競争力強化農地整備事業 「スマート田んぼダム実証事業」 | 【実施内容】「田んぼダム」の現地調査に対する指導・助言、営農上や防災上における課題・効果を分析・整理した上で、「スマート田んぼダム」及び「従来の田んぼダム」の取組の普及拡大に向けた検討を行うとともに、水田貯留機能の強化に向けた取組の横展開をするための手引きを作成する。 【効果】「田んぼダム」の取組拡大により、大雨時の雨水排水の流出が抑制され、下流域の湛水被害リスクを低減する。 | — | 予算 | 補助・交付金 (県・市町村・改良区) | 農業農村整備事業費 | 農水省1 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 国営農地再編整備事業 | 【内容】水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業を推進。 【効果】水路への水の流出を穩やかにすることで、より多くの雨水を水田に溜め、水路や川への急激な増水が軽減される。農地及び周辺地域の湛水被害が防止され、農業生産の維持及び農業経営の安定が図られる。 | — | 予算 | 直轄 | 農業農村整備事業費 | 農水省2 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 農地中間管理機構関連農地整備事業 | 【内容】水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業を推進。 【効果】水路への水の流出を稳やかにすることで、より多くの雨水を水田に溜め、水路や川への急激な増水が軽減される。 | — | 予算 | 補助・交付金 (県・市町村・改良区) | 農業農村整備事業費 | 農水省3 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 中山間地域農業農村総合整備事業 | 【内容】水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業を推進。 【効果】水路への水の流出を稳やかにすることで、より多くの雨水を水田に溜め、水路や川への急激な増水が軽減される。 | — | 予算 | 補助・交付金 (県・市町村・改良区) | 農業農村整備事業費 | 農水省4 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 多面的機能支払交付金 「資源向上支払交付金(加算)」 | 【実施内容】地域で行う地域資源の質的向上を図る共同活動を支援するもので、この交付を受ける水田面積の1／2以上で「田んぼダム」を取り組む場合は加算措置を適用することで、「田んぼダム」の取組推進を図る。 【効果】「田んぼダム」の取組拡大により、大雨時の雨水排水の流出が抑制され、下流域の湛水被害リスクを低減する。 | — | 予算 | 補助・交付金 (民間) | 多面的機能支払交付金 | 農水省5 |
| ①流水の貯留 | | 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 国営かんがい排水事業 | 【内容】施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等を行う。 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備を行う。 【効果】利水機能に支障が生じるリスクを軽減しつつ、農業用ダムの洪水調節機能を強化。農地及び周辺地域の湛水被害が防止され、農業経営の安定が図られる。 | — | 予算 | 直轄 | 農業農村整備事業費 | 農水省6 |
| ①流水の貯留 | | 気温をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 水利施設等保全高度化事業 「水利施設整備事業」 | 【実施内容】洪水調節機能強化のための施設整備及び河川管理者への情報提供に必要な計装設備の整備を行う。また、農業用ダムの洪水調節機能強化に係る取組効果の検証を行い、必要に応じてダム運用の見直しを行ふ。 【効果】①利水機能に支障が生じるリスクを軽減しつつ、農業用ダムの洪水調節機能を強化する。②農業用ダムの洪水調節機能の強化による大雨・洪水時の雨水排水の流出が抑制され、農地及び周辺地域の湛水被害を低減する。 | — | 予算 | 補助・交付金 (県・市町村・改良区) | 農業農村整備事業費 | 農水省7 |
| ①流水の貯留 | | 気温をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 国営総合農地防災事業 | 【内容】洪水調節機能の強化に資する頭首工や水門等といった農業用河川工作物の機能回復を行う。 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備を行う。 【効果】広域的な災害が未然に防止され、農業生産の維持及び農業経営の安定が図られる。農地及び周辺地域の湛水被害が防止され、農業生産の維持及び農業経営の安定が図られる。 | — | 予算 | 直轄 | 農業農村整備事業費 | 農水省8 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 気温をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 農村地域防災減災事業 「防災重点農業用ため池緊急整備事業」 | 【実施内容】耐震性の向上のため池の改修、豪雨による決壊の防止、洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修及びしゅんせつを併せ行う。 【効果】低下したため池の機能を回復することで、ため池の決壊による湛水被害を防止し、併せてしゅんせつによる洪水調節機能の強化を図ることで、周辺地域の湛水被害を低減する。 | — | 予算 | 補助(県・市町村) | 農業農村整備事業費 | 農水省9 |
| ①流水の貯留 | | 気温をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 国営造成施設総合水利調整管理事業 | 【実施内容・効果】農業用ダムの事前放流等の取組効果の検証等による洪水調節機能の強化を図る。 | — | 予算 | 直轄 | 農業農村整備事業費 | 農水省10 |
| ①流水の貯留 | | 気温をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 水利施設管理強化事業 | 【実施内容・効果】農業用ダムの洪水調節機能強化の取組(利水に係る管理の範疇外)に係る経費の支援を行う。 | — | 予算 | 補助・交付金 (県・市町村・改良区) | 農業農村整備事業費 | 農水省11 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 気温をできるだけ防ぐ・減らすための対策 | 中山間地域等直接支払交付金 | 【実施内容】中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動に対し、事業費を定額で補助するもの。 【効果】農業生産活動を維持することで、荒廃農地の発生を防止し、農用地・水路等の維持・保全に資する事業である。 | — | 予算 | 補助・交付金(市町村) | 中山間地域等直接支払交付金 | 農水省12 |

| | | | | | | | | | |
|--------------------|---------------------------|---|--|--|--|-------------------|-------------|-----------|------|
| ③氾濫水を早く排除する | 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 | 国営かんがい排水事業 | 【実施内容・効果】市街地・集落を含む農村地域の排水改良を図るために、農業用排水施設の整備・更新を行うことで、出水時の農村地域の湛水を安全かつ、速やかに排除し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。 | — | 予算 | 直轄 | 農業農村整備事業費 | 農水省6 | |
| ③ 漫水を早く排除する | 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 | 国営総合農地防災事業 | 【実施内容・効果】農業用排水施設の機能回復、災害の未然防止を図るために施設の整備及び必要な排水能力を有しない農業用排水施設の機能向上を行うことで、出水時の農村地域の湛水を安全かつ、速やかに排除し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。 | — | 予算 | 直轄 | 農業農村整備事業費 | 農水省8 | |
| ③ 避難体制を強化する | 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 【実施内容・効果】緊急時の迅速な避難行動やため池の適切な保全管理を支援するため池の保全・避難対策により、災害の未然防止を図る。 | — | 予算 | 補助・交付金(県・市町村・改良区) | 農業農村整備事業費 | 農水省13 | |
| ③ 避難体制を強化する | 避難所等施設の機能継続 | 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金 | 自治体等が社会的重要インフラとして指定した公共施設や商業施設等の避難所における燃料備蓄の推進を補助する事業。 災害時において道路等が寸断した場合に自家発電設備等を稼働させるための燃料を自衛的備蓄するため、LPガスタンクや石油タンク、自家発電設備等の設置を支援。 | — | 予算 | 補助・交付金(民間) | — | 経産省1 | |
| 経済産業省 (東北経済産業局) | 避難所等施設の機能継続 | 災害時の対応能力強化に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金 | 災害時における感染症対策として新たに開設された避難所において、災害時の電力供給停止にも対応可能な天然ガス利用設備の導入を行う事業者に対し、その導入に係る経費(設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費)の一部を補助。 | — | 予算 | 補助・交付金(民間) | — | 経産省2 | |
| | 避難所等施設の機能継続 | 災害時の強靭性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金(災害時にも対応可能な天然ガス利用設備) | 災害時における避難所において、災害時の電力供給停止にも対応可能な天然ガス利用設備の導入を行う事業者に対し、その導入に係る経費(設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費、新規設備設置工事費、敷地内ガス管敷設費)の一部を補助。 | — | 予算 | 補助・交付金(民間) | — | 経産省3 | |
| | 中小企業の防災・減災に関する計画の認定及び取組支援 | 事業継続力強化計画認定制度 | 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を、経済産業大臣(地方経済産業局)が認定する制度。 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点、認定ロゴマークの使用などの支援策を活用可能。 | — | 非予算 | — | — | 経産省4 | |
| ①雨水貯留機能の拡大 | 森林整備事業 | 森林整備事業 | 【内容】森林の水源涵養機能(洪水緩和機能)の発揮等を目的として、森林所有者等や国立研究開発法人森林研究・整備機構の実施する間伐等の森林整備やこれに必要な路網整備に対し、補助するもの(補助率1/2、3/10、定額等。国自ら実施する直轄事業もあり) 【効果】森林の有する土砂流出防止機能、洪水緩和機能の発揮により、洪水被害の軽減に資する事業である。 | 河川上流部の森林において間伐等の森林整備を実施するとともに、防災機能の強化に向けた林道の整備・改良等を実施。 | 予算 | 補助・交付金(県) | 森林整備事業費補助 | 林野庁1 | |
| ①雨水貯留機能の拡大 | 治山事業 | 治山事業 | 【内容】都道府県が行う治山ダムの設置や保安林の整備等に対し、事業費を1/2(基本補助率)を補助するもの(国自ら実施する直轄事業もあり)。 【効果】森林の有する土砂流出防止機能、洪水緩和機能の発揮により、洪水被害の軽減に資する事業である。 | 河川上流部の森林において治山施設や保安林整備を実施。加えて、令和3年度から、渓流における流木化する恐れがある危険木の事前伐採や、山地の尾根部から崩壊に伴う大量の土砂流出を抑制する斜面の予防対策を実施(令和3年度予算 新規拡充事項要求) | 予算 | 補助・交付金(県) | 治山事業費補助 | | |
| ①雨水貯留機能の拡大 | 森林研究・整備機構 森林整備センター | 森林整備事業 | 【内容】水源林造成事業は、奥地水源地域の民有保安林のうち、所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない箇所において、分収造林契約方式により造林地所有者が土地を提供し、造林者が植栽、植栽木の保育及び造林地の管理を行い、森林整備センターが費用の負担と技術指導等を行うことで、森林の有する公益的機能の高度発揮を図る事業。 【効果】水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壤等の保水力の強化によりピーク流出量の発生時間を遅らせる等、流域治水を強化促進に資する事業。 | 河川上流部の水源林造成事業地において、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施 | 予算 | 直轄 | 森林整備事業(民有林) | 森林整備センター1 | |
| ①流水の貯留 | | 利水ダム等の事前放流の判断に資する雨量予測の高度化 | 気象観測・予測技術の高度化 | 【内容】流域における雨量予測精度を向上させ、利水ダム等の事前放流による洪水調節の実施判断をより効果的に行えるよう、観測体制の強化、予測技術の向上を通じてダム管理に係る雨量予測情報の高度化を図るもの。 【効果】洪水調節機能の強化することにより、流域における水災害リスクを軽減。 | 令和2年度から、ダムの事前放流の判断基準の基となる3日先までの予測雨量を提供中。 | 予算 | 直轄 | 観測予報等業務費 | 気象庁1 |

| | | | | | | | | | |
|--------------------------|---------------------|-----------------------------|---------------------|--|---|-----|-------------|---------------------------------|------|
| ③避難体制を強化する | 気象庁 (仙台管区気象台) | 洪水予測の長時間化、高精度化に向けた雨量予測の高度化 | 気象観測・予測技術の高度化 | 【内容】流域における雨量予測精度を向上させ、洪水予測のさらなる高精度化、長時間化を図れるよう、観測体制の強化、予測技術の向上を通じて洪水に係る防災情報の高度化を図る。これにより、地方整備局と気象台の合同記者会見等を通じて長時間先の予測をわかりやすく提供し、自治体や住民による防災活動を支援するもの。 【効果】洪水予測情報の高度化により、自治体や住民による避難実施の判断等防災活動を支援。 | 令和3年度内に、洪水警報の危険度分布について新たに一日先の予測を提供 | 予算 | 直轄 | 観測予報等業務費 | 気象庁2 |
| ③被災自治体の支援体制充実 | | 防災気象情報の提供・理解促進等を通じた地域防災力の強化 | JETT(気象庁防災対応支援チーム)等 | 【内容】灾害発生予測時等に、適時的確に防災気象情報を発信するとともに、自治体にJETT(気象庁防災対応支援チーム)を派遣し、市町村の避難指示に当たっての判断支援や、二次災害の防止など気象状況の変化に伴い留意すべき事項の解説等を実施し、自治体を支援。 【効果】市町村防災担当者の防災気象情報の知識・理解促進を通じ、的確な避難情報の発令に寄与することが可能となる。 | 令和2年度からは、最新のICTを活用し、迅速かつ的確に解説する体制を強化することにより、自治体の防災対応を様々な防災気象情報を活用してきめ細やかに支援する。 | 予算 | 直轄 | 観測予報等業務費 | 気象庁3 |
| ②リスクの低いエリアへ誘導 | 国土交通省 (都市局都市計画課) | 災害ハザードエリアにおける開発規制 | - | 災害ハザードエリアにおける新たな開発の規制 | ・災害レッドゾーンにおける自己の業務用施設の開発を原則禁止。 (法改正。令和4年4月施行予定) ・市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における開発許可を厳格化。 (法改正。令和4年4月施行予定) ・開発行為を行うのに適当でない区域として浸水被害防止区域(仮称)を追加。 (都市計画法の一部改正(R3. 7. 15施行)) | 非予算 | - | - | - |
| ②リスクの低いエリアへ誘導 | | 災害リスクを考慮した居住の誘導 | - | 防災の観点からの立地適正化計画の強化 | ・立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外。(政令改正。令和3年10月施行予定) ・立地適正化計画に居住誘導区域等の防災・減災対策を定める「防災指針」を位置付け。(令和2年9月) | 非予算 | - | - | - |
| ②リスクの低いエリアへ誘導 | | 災害リスクを考慮した居住の誘導 | コンパクトシティ形成支援事業 | 防災の観点からの立地適正化計画の強化 | ・立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから居住誘導区域内へ居住機能の移転促進に向けた調査・評価の支援を追加(令和2年予算より) | 予算 | 補助・交付金(市町村) | (項)都市・地域づくり推進費(目)集約都市形成支援事業費補助金 | 国交省1 |
| ③経済被害の最小化 | | 一団地の都市安全確保拠点施設(仮称)の創設 | - | 都市施設の対象に一団地の都市安全確保拠点施設(仮称)を追加 | 災害時における居住者等の安全確保に必要な行政、医療、避難施設等の機能を一体的に有する一団地の都市安全確保拠点施設(仮称)を都市施設に追加 (都市計画法の一部改正(R3. 7. 15施行)) | 非予算 | - | - | - |
| ①雨水貯留機能の拡大 ③避難体制を強化する | | 地区レベルの防災性向上させるための地区計画制度の拡充 | - | 地区施設の対象に雨水貯留浸透施設を追加とともに、街区レベルで敷地の嵩上げや居住の高床化のルール化を促進 | 地区計画制度について、防災性向上の観点から、地区施設の対象に雨水貯留浸透施設を追加する等の拡充(都市計画法の一部改正(R3. 7. 15施行)) | 非予算 | - | - | - |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 都市における水災害対策の促進に係る容積率の緩和 | - | 都市開発プロジェクトに併せて実施される水災害対策に資する取組を評価し、建築物の容積率を緩和することにより、民間事業者による水災害対策の取組を促進 | 都市開発プロジェクトに併せて実施される水災害対策に資する取組を評価し、建築物の容積率を緩和する考え方について、地方公共団体に通知。(令和2年9月) | 非予算 | - | - | - |
| ②リスクの低いエリアへ誘導 | | 水災害のリスクのある場所からの移転 | 居住誘導区域等権利設定等促進計画 | 災害危険区域等からの住居の移転 | ・災害ハザードエリアに立地している住宅等の移転を促進するための計画制度を創設。(法改正。令和2年9月施行) ・災害ハザードエリア内にある施設又は住宅の移転のうち、当該計画に基づくものについて、税制上の特例措置を講じる。(R3税制改正事項) | 非予算 | - | - | - |
| ②リスクの低いエリアへ誘導 | | 水災害のリスクのある場所からの移転 | 防災集団移転促進事業 | 災害危険区域等からの住居の移転 | ・令和2年度予算より、防災集団移転促進事業における移転先の住宅団地の規模要件を10戸から5戸に緩和。 ・防災集団移転促進事業の移転対象区域及び事業主体の拡充。(都市計画法の一部改正(R3. 7. 15施行)) | 予算 | 補助・交付金(市町村) | (項)都市・地域づくり推進費(目)防災集団移転促進事業費補助金 | 国交省2 |
| ③避難体制を強化する | 国土交通省 (都市局都市安全課) | 避難の確保 | 都市防災総合推進事業 | 避難路・避難場所の整備 | 避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を支援。 R3年度予算拡充として、安全・安心な避難に必要な避難場所の整備を推進するため、避難場所に必要な最低限の機能だけではなく、感染症対策に資する整備も支援対象とする。 | 予算 | 補助・交付金(市町村) | 交付金 | 国交省3 |
| ②浸水範囲を減らす | | 土地の嵩上げ等による居住安全性の確保 | 宅地嵩上げ安全確保事業(浸水対策) | 大規模な豪雨災害による浸水被災地で、家屋の集団移転が困難等の要件を満たす地区について、同程度の出水に対する安全性を確保するため、河川施設整備との整合を図った上で行う宅地と公共施設の一体的な嵩上げを支援 | R3予算より追加。調査測量及び設計に要する費用、宅地等の嵩上げ及び関連施設工事等に要する費用を支援。 | 予算 | 補助・交付金(市町村) | 交付金 | 国交省4 |
| ②浸水範囲を減らす | | 土地の嵩上げ等による居住安全性の確保 | 都市再生区画整理事業 | 浸水被害の防止・低減のため、土地区画整理事業において土地の嵩上げを実施 | ・R3予算拡充として防災指針に基づき総合的な浸水対策として行われる土地区画整理事業について、国費率の嵩上げ等により重点支援。 ・都市計画法の一部改正(R3. 7. 15施行)により①地区施設として定めた雨水貯留浸透施設や避難施設等の整備に必要な費用を浸水対策施設整備費の対象に追加(交付対象および補助限度額)、②地区施設として定められた浸水対策施設の整備費についてその全額を補助限度額に算入。 | 予算 | 補助・交付金(市町村) | 交付金 | 国交省5 |

| | | | | | | | | | |
|---------------|------------------------|------------------------------|--|--|--|------------|--------------|---|-------|
| ③経済被害の最小化 | 雨水貯留浸透施設 | 防災・省エネまちづくり緊急促進事業(都市局・住宅局) | 市街地再開発事業等において、防災機能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物の整備(浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること等)への支援事業 | - | 予算 | 補助・交付金(民間) | 社会资本整備総合交付金等 | 国交省6 | |
| ③避難体制を強化する | 国土交通省 (都市局市街地整備課) | 避難の確保 (緑地、避難地の確保) | 市街地再開発事業(都市局、住宅局) | 都市計画法に新たに位置づけられた地区施設(雨水浸透機能の高い緑地、避難地)のうち、概ね1,000m ² 以上のものの整備に要する「用地費」及び「補償費」を補助 | 令和3年7月15日施行された社会资本整備総合交付金交付要綱の改正により、市街地再開発事業等(市街地整備事業)の拡充がされた | 予算 | 補助・交付金(市町村) | 社会资本整備総合交付金等 | 国交省7 |
| ③避難体制を強化する | | 避難の確保 | 市街地再開発事業 | 他の事業とも連携した線的・面的につなぐ高台まちづくりに資する、浸水時に避難経路として活用できる立体的遊歩道、一時避難施設及び備蓄倉庫等の整備 | 都市計画法の一部改正(R3. 7. 15施行)にあわせて、地区計画に新たに位置付けられる地区施設(避難施設等)の整備に要する費用を補助対象に追加。 | 予算 | 補助・交付金(市町村) | 交付金 | 国交省8 |
| ②リスクの低いエリアへ誘導 | | 災害ハザードエリアからの都市機能移転等の防災対策 | 都市構造再編集中支援事業 | 災害ハザードエリアからの都市機能移転、都市機能の安全性強化に必要な防災対策 | R3予算拡充として、立地適正化計画に記載する防災指針に位置付けられた事業で災害ハザードエリアから移転する場合、都市機能誘導施設整備の支援要件の緩和や、医療・福祉施設等の整備にあたって、ビロティ化、止水板の設置及び電源設備の高層階設置等の防災対策を行う場合、補助対象事業費の上限額の引き上げにより重点支援。 | 予算 | 補助・交付金(市町村) | (項)都市再生・地域再生整備事業費 (目)都市構造再編集中支援事業費補助 | 国交省9 |
| ③経済被害の最小化 | | 一団地の都市安全確保拠点施設の整備支援 | 都市安全確保拠点整備事業 | 都市施設の対象に追加される一団地の都市安全確保拠点施設の整備を支援 | 都市計画法の一部改正(R3. 7. 15施行)にあわせて、都市施設として新たに位置付けられる一団地の都市安全確保拠点施設の整備に要する費用を補助する制度を創設。 | 予算 | 補助・交付金(市町村) | 交付金 | 国交省10 |
| ③経済被害の最小化 | 国土交通省 (都市局街路交通施設課) | 地下街における浸水対策 | 地下街防災推進事業 | 避難施設整備、浸水防止対策等 | - | 予算 | 補助・交付金(民間) | (項)市街地防災事業費 (目)地下街防災推進事業費補助 | - |
| ③避難体制を強化する | 国土交通省 (都市局公園緑地・景観課) | 避難の確保 | 都市公園・緑地等事業 (都市局) | 避難地、防災拠点となる防災公園整備 | 令和3年度、防災公園の交付対象要件を拡充。(風水害が予定される地区的追加等) | 予算 | 補助・交付金(自治体) | 社会资本整備総合交付金 | 国交省11 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 公園緑地における雨水貯留 | | 雨水貯留浸透機能を有する緑化施設の整備 | 都市計画法の一部改正(R3. 7. 15施行)において、特別緑地保全地区の指定要件に、「雨水貯留浸透地帯(雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地)」を追加し、緑地保全等事業において支援。 | | | | |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 (都市局) | グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 (都市局) | 雨水貯留浸透機能を有する緑化施設の整備 | 令和3年度、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業に「防災・減災推進型」を創設。 | 予算 | 補助・交付金 | 自治体:社会资本整備総合交付金 民間:(項)都市再生・地域再生整備事業費 (目)都市再生推進事業費補助 | 国交省12 |
| ②リスクの低いエリアへ誘導 | | 災害危険区域の指定促進 | 災害危険区域(建築基準法第39条) | 出水等による危険の著しい区域については、建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域を条例で指定し、住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限を当該条例で定めることで、建替えの際に建築制限を満たした安全な建築物が整備される効果があるため、国として指定を促進していく。 | 地方公共団体が建築制限を条例で定める「災害危険区域」制度の活用を促すため、「出水等に関する災害危険区域の指定事例等」を令和2年9月7日周知済み | 非予算 | - | - | 国交省13 |
| ①氾濫水を減らす | | 河川等の整備 | 住宅市街地基盤整備事業 | 住宅市街地事業に関連する一級河川又は二級河川における、計画高水流量を低減する調節池等の河川整備事業 | - | 予算 | 補助・交付金(市町村) | 社会资本整備総合交付金等 | 国交省14 |
| ③経済被害の最小化 | 国土交通省 (住宅局) | 既存住宅の浸水対策改修 | 長期優良住宅化リフォーム推進事業 | 既存住宅の浸水対策改修による防災性の向上 | 令和3年度当初予算案 | 予算 | 補助・交付金(民間) | (項)住宅防災事業費 (目)住宅市街地総合整備事業費補助 | 国交省15 |
| ③経済被害の最小化 | | 雨水貯留浸透施設 | 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 (都市局・住宅局) | 市街地再開発事業等において、防災機能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物の整備(浸水対策のための雨水貯留浸透施設を設置すること等)への支援事業 | - | 予算 | 補助・交付金(民間) | (項)住宅防災事業費 (目)住宅市街地総合整備事業費補助 | 国交省6 |
| ③住まい方の工夫 | | 建築物改修による居住安全性の確保 | 災害危険区域内建築物防災改修等事業 | 災害危険区域を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物の安全性向上 | 令和3年度当初予算案 | 予算 | 補助・交付金(市町村) | 社会资本整備総合交付金等 | 国交省16 |
| ②リスクの低いエリアへ誘導 | | 水灾害のリスクのある場所からの移転 | がけ地近接等危険住宅移転事業 | 災害危険区域等からの移転 | - | 予算 | 補助・交付金(市町村) | 社会资本整備総合交付金等 | 国交省17 |
| ②リスクの低いエリアへ誘導 | | 水灾害のリスクのある場所からの移転 | 住宅・建築物安全ストック形成事業(土砂災害関係) | 災害危険区域等からの移転 | - | 予算 | 補助・交付金(市町村) | 社会资本整備総合交付金等 | 国交省18 |
| ②リスクの低いエリアへ誘導 | | 水灾害のリスクのある場所を含む地区における住環境の整備 | 小規模住宅地区改良事業 | 地方公共団体が移転勧告等を行った住宅など不良住宅が集合する地区における、住環境の整備改善又は災害の防止のための、不良住宅の除却、從前居住者向けの住宅の建設、生活道路等の整備 | - | 予算 | 補助・交付金(市町村) | 社会资本整備総合交付金等 | 国交省19 |
| ③避難体制を強化する | | 避難の確保 (緑地、避難地の確保) | 市街地再開発事業 (都市局、住宅局) | 都市計画法に新たに位置づけられた地区施設(雨水浸透機能の高い緑地、避難地)のうち、概ね1,000m ² 以上のものの整備に要する「用地費」及び「補償費」を補助 | 令和3年7月15日施行された社会资本整備総合交付金交付要綱の改正により、市街地再開発事業等(市街地整備事業)の拡充がされた | 予算 | 補助・交付金(市町村) | 社会资本整備総合交付金等 | 国交省7 |
| ③避難体制を強化する | | 避難の確保 | 市街地再開発事業 (都市局、住宅局) | 他の事業とも連携した線的・面的につなぐ高台まちづくりに資する、浸水時に避難経路として活用できる立体的遊歩道、一時避難施設及び備蓄倉庫等の整備 | 今期通常国会での法改正(予定)にあわせて、地区計画に新たに位置付けられる地区施設(避難施設等)の整備に要する費用を補助対象に追加。 | 予算 | 補助・交付金(市町村) | 社会资本整備総合交付金等 | 国交省8 |
| ③避難体制を強化する | | 避難場所の確保 (帰宅困難者等の受入施設の確保) | 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業 | 地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで支援 | 令和3年度当初予算案 | 予算 | 補助・交付金(市町村) | (項)住宅防災事業費 (目)住宅市街地総合整備事業費補助 | 国交省20 |

| | | | | | | | | | |
|---------------------|---------------------|--|--------------------------------------|---|--|-----|--------------------------|---|-------|
| ③経済被害の最小化 | 国土交通省(鉄道局) | 地下駅の浸水対策 | 鉄道安全対策事業費 鉄道網整備事業費 | 地下駅等の出入口やトンネルの坑口等の浸水対策 | - | 予算 | 補助・交付金(民間) | (項)鉄道安全対策事業費 (目)鉄道施設総合安全対策事業費補助 (項)鉄道網整備事業費 (目)都市鉄道整備事業費補助 | - |
| ③経済被害の最小化 | | 落石・なだれ等対策 | 鉄道安全対策事業費 | 落石・なだれ等対策 | - | 予算 | 補助・交付金(民間) | (項)鉄道安全対策事業費 (目)鉄道防災事業費補助 | - |
| ③経済被害の最小化 | | 河川橋梁の流失等防止対策 斜面からの土砂流入防止対策 | 鉄道安全対策事業費 | 橋脚の洗掘防止対策や、橋梁の架替、鉄道に隣接する斜面の補強等 | - | 予算 | 補助・交付金(民間) | (項)鉄道安全対策事業費 (目)鉄道施設総合安全対策事業費補助 | - |
| ①持続可能な河道の流下能力の維持・向上 | 国土交通省(道路局) | 河川に隣接する道路構造物の流失防止対策 | - | 河積阻害の解消や水衝部の護岸対策など河川の流下能力を向上させる道路整備 | - | 予算 | 直轄 補助・交付金(市町村) | (項)道路交通安全対策事業費 (目)道路維持管理 交付金 | - |
| ③避難体制を強化する | | 道路を浸水の避難場所として活用する施設整備 | - | 道路の高架区間等を一次避難場所として活用 | - | 予算 | 直轄 | (項)道路交通安全対策事業費 (目)道路維持管理 | - |
| ③避難体制を強化する | | 道路と砂防が連携した防災・減災対策 | 土砂災害対策道路事業 | 土砂災害警戒区域等における道路の土砂災害対策 | - | 予算 | 補助・交付金(市町村) | (項)道路更新防災等対策事業費補助 (目)道路更新防災等対策事業費補助 | - |
| ③住まい方の工夫 | 国土交通省(不動建局) | ・不動産取引の場における水害リスク情報の提供 | - | 不動産取引時における重要事項説明の対象項目として、水防法に基づき作成された水害ハザードマップにおける取引対象物件の所在地を追加することにより、購入者等が水害リスクを認知 | - | 非予算 | - | - | - |
| ③土地のリスク情報の充実 | | ・流域治水に貢献した不動産投資の促進 | ESG投資等の動向を踏まえた不動産投資市場の環境整備 | 我が国不動産固有の実情も踏まえ情報開示に関する参考資料(ガイドライン)を策定(令和2年度内を目指す) | 我が国不動産固有の実情も踏まえ情報開示に関する参考資料(ガイドライン)を策定(令和2年度内を目指す) | 予算 | 直轄 | 不動産市場整備等推進費 | - |
| ②浸水範囲を減らす | 国土交通省(総政局公共事業企画調整課) | ・水門の一元監視 | 排水機場設備新技術導入等推進事業 | 異なる施設管理者の水門について、施設管理者を跨いで一元監視することで、流域治水の強化を図る。(農水省所管の水門等とも連携) | - | 予算 | 直轄 | (項)社会資本整備・管理効率化推進費 (目)社会資本整備・管理効率化推進調査費 | - |
| ②浸水範囲を減らす | | ・マスプロダクツ型排水ポンプの開発 | | 排水機場の信頼性向上及びコスト縮減を目的として、汎用性エンジンを用いたマスプロダクツ型排水ポンプの検討を実施。(農水省所管の排水機場や雨水ポンプ場とも連携) | - | 予算 | 直轄 | (項)社会資本整備・管理効率化推進費 (目)社会資本整備・管理効率化推進調査費 | - |
| ①雨水貯留機能の拡大 | 国土交通省(総政局環境政策課) | ・グリーンインフラ推進による流域全体の雨水貯留・浸透の促進 | 「グリーンインフラ」の取組推進による魅力ある地域の創出のための調査・検討 | グリーンインフラ官民連携プラットフォーム(R2.3設立)の活動や地域への技術的支援等を通じて、グリーンインフラの効果や活用可能な技術等を多様な主体に普及することで、エリア全体で分野横断的なグリーンインフラの社会実装を推進し、流域治水にも資する雨水の貯留・浸透を促進する。 | グリーンインフラ官民連携プラットフォーム(R2.3設立)において、雨水の貯留・浸透等に資するグリーンインフラの社会的な普及、技術に関する調査・研究、資金調達手法の検討等を進めている。 【R3以降】 雨水の貯留・浸透による防災・減災等に資するグリーンインフラの定量的な効果の調査・検討を実施する。 グリーンインフラの導入を目指す地域を対象に、専門家派遣等の支援を行い、官民連携・分野横断による先導的なモデルを形成するとともに、グリーンインフラ活用促進に向けたガイドラインを作成し、全国への展開を図る。 | 予算 | 直轄 | (項)地球温暖化防止等対策費 (目)地球温暖化防止等対策調査費 | - |
| ②浸水範囲を減らす | 国土交通省(港湾局海岸防災課) | ・海岸保全施設の整備 | 海岸事業 | 水災害に対する防災・減災を目的として、地方公共団体等が行う海岸保全施設の整備等に対し、事業費を1/2等補助するもの。 【効果】台風時などの浸水範囲を減らすことによって被害対象の減少に資する事業である。 | 関係者が協働して流域全体で浸水被害を防止 | 予算 | 補助・交付金(地方公共団体等) | 社会資本整備総合交付金 | - |
| ②浸水範囲を減らす | | ・港湾施設の整備 | 港湾整備事業 | 国が水災害に対する防災・減災を目的として、海岸保全施設の整備等を実施するもの。 【効果】台風時などの浸水範囲を減らすことによって被害対象の減少に資する事業である。 | ・「港湾の堤外地等における高潮リスク低減方策ガイドライン」をH31.3に改訂し、エリア減災計画の策定を推進。 ・「港湾の事業継続計画策定ガイドライン」をR2.5に改訂し、直前予防対応の考え方を盛り込んだ港湾BCPの策定を推進。 | 予算 | 補助・交付金(地方公共団体等) | 海岸事業費 | - |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設 等 | 新世代下水道支援事業 | 水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備 | - | 予算 | 補助・交付金(県) 補助・交付金(市町村) | 交付金 | 国交省21 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | ・雨水貯留浸透施設 地方公共団体が助成する ・透水性舗装 ・防水ゲート、止水板 等 | 下水道浸水被害軽減総合事業 | 内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策 | - | 予算 | 補助・交付金(県) 補助・交付金(市町村) | 交付金 | 国交省22 |

| | | | | | | | | |
|-------------|----------------------------------|--|---|--|----|--|-----|--------|
| ③氾濫水を早く排除する | 国土交通省 (水管理・国 土保全局下 水道部) | 通常の下水道事業 | 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業 | - | 予算 | 補助・交付金 (県) 補助・交付金(市 町村) | 交付金 | 国交省23 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 下水道浸水被害軽減総合事業（再掲） | 内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策 | - | 予算 | 補助・交付金 (県) 補助・交付金(市 町村) | 交付金 | 国交省22 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 都市水害対策共同事業 | 下水道事業と河川事業とが連携・共同して行う、相互の施設をネットワーク化するための管渠、ポンプ施設等の整備 | - | 予算 | 補助・交付金 (県) 補助・交付金(市 町村) | 交付金 | 国交省24 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 新世代下水道支援事業（再掲） | 水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備 | - | 予算 | 補助・交付金 (県) 補助・交付金(市 町村) | 交付金 | 国交省21 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 特定地域都市浸水被害対策事業（下水道防災事業費補助） | 「特定地域都市浸水被害対策計画」に基づき、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備の支援を行う事業。 | - | 予算 | 補助・交付金 (県) 補助・交付金(市 町村) 補助・交付金(民 間) | 補助金 | 国交省25 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 下水道床上浸水対策事業（下水道防災事業費補助） | 大規模な再度災害防止のための下水道施設の整備 | - | 予算 | 補助・交付金 (県) 補助・交付金(市 町村) | 補助金 | 6国交省27 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 事業間連携下水道事業（下水道防災事業費補助） | 河川事業と連携して実施する下水道施設の整備 | - | 予算 | 補助・交付金 (県) 補助・交付金(市 町村) | 補助金 | 国交省27 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 大規模雨水処理施設整備事業（下水道防災事業費補助） | 雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備 | - | 予算 | 補助・交付金 (県) 補助・交付金(市 町村) | 補助金 | 国交省28 |
| ①雨水貯留機能の拡大 | | 雨水貯留・浸水施設の整備（ハード対策）、住民に対しリアルタイムに情報提供するための装置、止水板等の設置（ソフト対策） | 100mm/h安心プラン | 本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等 | - | - | - | - |